

# 都市再生安全確保計画における 都市再生安全確保施設の整備状況に関する研究

高橋 勇氣<sup>1</sup>・中川 義英<sup>2</sup>・

<sup>1</sup>学生会員 早稲田大学大学院 創造理工学研究科建設工学専攻（〒169-8555 東京都新宿区大久保3-4-1）  
E-mail:3y4u1k1i4@akane.waseda.jp

<sup>2</sup>正会員 早稲田大学 創造理工学部社会環境工学科教授（〒169-8555 東京都新宿区大久保3-4-1）  
E-mail:naka@waseda.jp

<sup>3</sup>Member of JSCE, JSCE Corp.

都市再生安全確保計画内で記載する事業については、当該事業などの実施主体が計画全体に合意することが必要であるとされ、合意を得ることにより都市再生安全確保施設を計画内に記載することができる。しかし、都市再生安全確保施設を作ることによる、所有者や管理者に対する直接的な利益はない。そのため、都市再生安全確保施設の設定に焦点を当て、都市再生安全確保施設を計画するために必要な要素を明らかにすることを目的とした。

その結果、都市再生安全確保施設を民間の方から提供していただくために、行政は都市再生安全確保計画策定の準備段階から、候補とさせる施設について熟知した方を参加させることが必要であること、大規模建築物の規模は問わず多くの方を参加させることが必要であることを明らかにした。

**Key Words :** *Disaster prevention plan, City Safety Plan, Building applications*

## 1. 背景・目的

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞り者等の安全を図るため、都市再生特別措置法が改正された。これは、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の策を講ずるものである。

都市再生安全確保計画内で記載する事業については、当該事業などの実施主体が計画全体に合意することが必要であると定められている<sup>1)</sup>。そのため、都市再生安全確保施設を計画内に記載するためには、まず対象となる建物の所有者の同意を得ることが必要である。また、都市再生安全確保計画は、対象地域内の住民ではなく、対象地域に来る来訪者を目的とした計画である。そのため、価値判断や学習のあり方を可視化し、支援していくことが課題とされている<sup>2)</sup>。

そこで、都市地域安全確保計画の策定時の、都市再生安全確保施設の設定に焦点を当てる。現時点で都市再生安全確保施設として設定されている施設の整備状況を整理し、都市再生安全確保施設となっている施設がどのような要因によって計画されたかを明らかにする。そして、それらの事象を比較検討することで、都市地域安全確保計画を作成する際の支援とする。

## 2. 既存研究と研究の位置づけ

### (1) 既存研究のまとめ

服部の研究<sup>3)</sup>では、都市計画決定段階に着目し、民間企業が主導する都市開発事業の合意形成プロセスにおける、事業者と行政の応答関係を分析することで、今後の都市開発事業における良好な官民の合意形成のあり方を探った。その結果、双方の立場を認識し理解し、合意に至る応答構造の傾向を考察することが出来た。課題としては、民間事業者の事業の実現条件に関する具体的な検証をすることである。

北崎の研究<sup>4)</sup>では、都市再生特別地区の活用実績を把握し、事業者から提案された公共貢献と規制緩和の実態を明らかにしている。都市再生特別地区では、従来の規制緩和手法では評価することが困難であったソフト分野の取り組みなどを柔軟に評価することを可能にした。しかし、一律的な基準を設けていない弊害として、運用面で課題が生じている。それは、「事業の妥当性の検証」「公共貢献の評価」「規制緩和の決定方法」「公共貢献の担保」の点である。

畑中らの研究<sup>5)</sup>では、重点的に改善すべき密集市街地以外にも早急に改善が必要な街区を抽出するために、その街区の一夜建物用途の状況から街区の特徴や分布の傾向を把握することを目的としている。各街区を「建物用

途」「位置」「総合満足度の評価基準」の3つの視点で整理したところ、古い木造住宅の密集する住宅地以外の街区について、住宅や共同住宅の占める割合が低く、密集市街地の問題が住宅地だけの問題ではないことを明らかにした。

古賀らの研究<sup>9)</sup>では、東京都では2002年3月に東京都駐車条例が改正されローカルルール<sup>10)</sup>の導入が可能となった背景をふまえ、東京都区部の駐車場整備地区における駐車需要の特性や土地利用特性を分析し、附置義務駐車制度の問題点を整備した。その結果、特に、適応範囲外の小規模建築物に対応させることは、小売店などといった適応範囲外の建物への駐車需要が少なくないことを考えると解決しなければならない問題である。そのため、小規模建築物に関しては、地区内で共同駐車場を設置し、路上駐車<sup>11)</sup>のルールを明確化する必要があると結論付けている。

## (2) 研究の位置づけ

以上の研究では、民間と行政との関わりあいについて、都市再生緊急整備地域内の問題について述べられている。また、対象地域以外の方々に対する計画の立て方についての研究はなされている。計画策定に関わる際に、企業や行政などがどのような調整を行えば進展へ向かうといった要素についての研究はされてきていない。そこで、今回の研究では、行政と事業者からなる協議会にて、計画策定に必要な要素がどのようなものであるかを把握するために、まずは安全確保施設に設定された施設の整備状況と、どのようなプロセスを経て計画されたかについて明らかにする。そのことで、計画の対象範囲に住んでいる方に直接利益が出ない計画を円滑に進めていく際の

## 3. 現状把握

### (1) 都市再生安全確保計画について<sup>1)7)8)</sup>

都市再生安全確保計画とは、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の平成24年の改正により創設された制度である。都市再生特別措置法第19条の13に基づき都市再生緊急整備地域について大規模な地震が発生した場合における滞在者の安全確保を図るために必要な事項を定めたものである。

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者などの安全の確保を図るための計画のことである。災害時のパニック発生による人的被害の抑制や、迅速かつ円滑な応急対策活動を実施し、企業の事業継続を容易にする環境を整える。従業員を含む滞在者の安全性の向上及び立地企業の事業継続性を向上させる。

このことで、地域全体のブランド力及び価値の向上を生じさせ、都市の国際競争力の強化を図るものである。

以上の目的を果たすため、都市再生安全確保計画は、都市再生緊急整備地域内の主要な人員が連携することが求められる。人員とは、建築物の所有者や、テナント、企業、交通機関、ライフライン事業者等などのことを指す。主要な人員が連携して都市再生緊急整備地域単位でハード・ソフト両面の防災対策を盛り込むこととしている。

都市再生特別措置法の中で位置づけられている。大規模な地震が発生した場合に、滞在者などの安全の確保を図るために、以下に記載する都市再生安全確保施設の整備に関する事業などを記載している。

- ・避難経路
- ・避難施設
- ・備蓄倉庫など

また、都市再生安全確保計画に係わる特例措置として、以下のものが挙げられる。

- ・認定などに係わる手続きの特例
- ・容積率の特例
- ・都市公園の占用の許可の特例
- ・都市再生安全確保施設に関する協定制度の創出

### (2) 都市再生緊急整備協議会<sup>8)</sup>

都市開発事業などを通じて、大規模な地震が発生した場合における滞在者などの安全の確保を図るための計画（都市再生安全確保計画）を策定することが出来る協議会。協議会には、以下に記載された人々を招集することが出来る。

- ・独立行政法人の長
- ・特殊法人の代表者
- ・地方公共団体の長その他の執行機関又は地方独立行政法人の長

都市再生緊急整備協議会は、都市再生安全確保計画の策定の他、都市再生特別措置法で定められている整備計画を作成する役割も担っている。そこで、両計画の作成を円滑に行うために都市再生緊急整備協議会の基に安全確保計画及び整備計画を作成する部会をそれぞれ設置することが出来る。

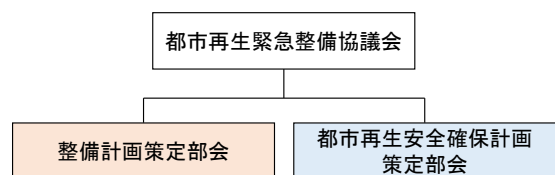


図-1 協議会と部会の関係

(3) 都市再生安全確保計画制度に関わる支援策<sup>1)</sup>

都市再生安全確保計画を策定するに当たり、国土交通省と内閣府がそれぞれ支援策を整備している。それらを表-1にまとめた。

表-1 補助金一覧

| 管轄    | 支援策              | 支援対象  | 支援額                    |
|-------|------------------|---|------------------------|
| 国土交通省 | 地下街防災推進事業        | 地下街設備の安全回収、地下街の防災対策計画策定、避難経路や地下街設備の改修   | 国から1/3                 |
|       | 災害時拠点強靱化緊急促進事業   | 当該施設において3日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な備蓄倉庫が確保されていること<br>⇒一時避難場所は対象外   | 掛かりし費用に対して国が2/3、地方が1/3 |
|       | 都市安全確保促進事業       | 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に記載された、退避施設、備蓄倉庫、情報伝達施設、耐震性貯水槽、非常用発電設備などの整備に要する工事費、附帯工事費、測量設計費又は補償費<br>⇒一時避難場所は対象外 | 国から1/3                 |
|       | 社会資本整備総合交付金      | 事業主体が行う優良建築物など整備事業に係る調査設計計画、土地整備、共同施設整備   |                        |
| 内閣府   | 都市再生安全確保策定事業費補助金 | 都市再生安全確保計画の策定に必要な基礎データの収集・分析など  | 国から1/2                 |

(4) 都市再生安全確保計画の現状把握

2014年4月1日現在、以下に示す地域において都市再生安全確保計画が策定されている。

表-2 都市再生安全確保計画策定地域<sup>9)</sup>

| 計画名                   | 計画地域                   | 策定日時                        |
|-----------------------|------------------------|-----------------------------|
| 大阪駅周辺地域都市再生安全確保計画     | 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域(大阪市) | 2013年4月19日                  |
| 京都駅周辺地域都市再生安全確保計画     | 京都駅周辺地域(京都市)           | 2013年12月19日<br>2014年3月27日変更 |
| 名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画    | 名古屋駅周辺・伏見・栄地域(名古屋市)    | 2014年2月13日                  |
| 川崎駅周辺都市再生安全確保計画       | 川崎駅周辺地域(川崎市)           | 2014年3月17日                  |
| 横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画     | 横浜都心・臨海地域(横浜市)         | 2014年3月24日                  |
| 札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画 | 札幌都心地域(札幌市)            | 2014年3月25日                  |
| 新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画     | 新宿駅周辺地域(新宿区)           | 2014年3月27日                  |

4. 安全確保計画部会の様子

(1) 対象とする部会

今回の研究で対象とする地域は、

- ・第3章2節で記載した「都市再生安全確保計画策定部会」に準ずる部会や会議に出席されている方が把握できる地域
  - ・都市再生安全確保計画策定前の部会などの動きを確認することができる地域
- とする。これに該当する都市は、川崎、名古屋、大阪、札幌の4都市である。

表-3 都市再生安全確保計画部会の議事録の有無<sup>10)11)12)13)14)15)16)</sup>

| 計画地域                   | 部会の議事録の有無                  | 入手先       |
|------------------------|----------------------------|-----------|
| 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域(大阪市) | 公開                         | 大阪市ホームページ |
| 京都駅周辺地域(京都市)           | 会議が公にされていない<br>議事録は発見されず   |           |
| 名古屋駅周辺・伏見・栄地域(名古屋市)    | 会議は行われている<br>議事録は一部公開      | 名古屋ホームページ |
| 川崎駅周辺地域(川崎市)           | 公開                         | 川崎市ホームページ |
| 横浜都心・臨海地域(横浜市)         | 会議が公にされていない<br>議事録は発見されず   |           |
| 札幌都心地域(札幌市)            | 会議は行われている<br>議事録は現時点で閲覧不可能 | 札幌市ホームページ |
| 新宿駅周辺地域(新宿区)           | 会議が公にされていない<br>議事録は発見されず   |           |

(2) 川崎駅周辺地域について<sup>17)</sup>

a) 都市再生緊急整備協議会について

都市再生特別措置法第19条に基づき、川崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会を2013年7月24日に設立した。この協議会では国、川崎市、神奈川県、民間事業者などにより構成され、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の帰宅困難者などの滞在者の安全を確保するため、災害時における関係者の役割分担や連携体制を示した行動ルールからなる「都市再生安全確保計画」の作成を目的としている。

その下部組織として、都市再生安全確保計画の作成及び実施に関し必要な協議調整などを行うことを目的とした川崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会都市再生安全確保計画策定部会が組織されている。

都市再生安全確保計画策定部会の構成員は以下の通りである。また、表-5にて灰色となっているところは、都市再生安全確保計画内での都市再生安全確保施設の所有者または管理者である。

表-4 川崎市周辺地域都市再生安全確保計画作成部会構成員一覧<sup>18)</sup>

| 出席者            |                             |
|----------------|-----------------------------|
| 国の関係行政機関       | 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官          |
|                | 国土交通省関東地方整備局建設部都市整備課 課長     |
|                | 国土交通省関東運輸局鉄道部監理課 課長         |
|                | 国土交通省関東運輸局                  |
|                | 総務部安全防災・危機管理課 課長            |
| 地方公共団体、その他執行機関 | 神奈川県政策局自治振興部地域政策課 課長        |
|                | 神奈川県安全防災局 安全防災部災害対策課 課長     |
|                | 神奈川県警察本部警備部危機管理対策課 課長       |
|                | 神奈川県警察本部交通部交通規制課 課長         |
|                | 神奈川県警察川崎市警察部 副部長            |
|                | 神奈川県川崎警察署 署長                |
|                | 神奈川県川崎臨港警察署 署長              |
|                | 神奈川県幸警察署 署長                 |
|                | 川崎市総務局危機管理室 理事・室長           |
|                | 川崎市まちづくり局 局長                |
| 川崎市川崎区 区長      |                             |
| 川崎市幸区 区長       |                             |
| 民間事業者          | 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 総務部長        |
|                | 京浜急行電鉄株式会社 総務部長             |
|                | 株式会社NTT東日本一神奈川 川崎支店総務課 担当課長 |
| オブザーバー         | 川崎商工会議所 事務局長                |
|                | 川崎市周辺帰宅困難者等対策協議会委員          |

表5 策定部会オブザーバー構成員一覧<sup>19)</sup>

|        | 出席者                        |
|--------|----------------------------|
| 交通事業者  | 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社            |
|        | 東日本旅客鉄道株式会社川崎駅             |
|        | 京浜急行電鉄株式会社                 |
|        | 京浜急行電鉄株式会社京急川崎駅            |
|        | 川崎市交通局                     |
| 一時滞在施設 | 川崎鶴見臨港バス株式会社               |
|        | 東急バス株式会社                   |
|        | 神奈川県タクシー協会                 |
|        | 川崎市産業振興会館                  |
| 警察     | 川崎警察署                      |
|        | 川崎臨港警察署                    |
|        | 幸警察署                       |
| 商業施設など | 川崎商工会議所                    |
|        | 川崎中央商店街連合会                 |
|        | 川崎駅前商店街連合会                 |
|        | 幸商店街連合会                    |
|        | 川崎西口商店会                    |
|        | 株式会社アトレ川崎店                 |
|        | 川崎日航ホテル                    |
|        | 株式会社 チッタ エンタテインメント         |
|        | ミュージア川崎管理事務所               |
|        | ららぽーとマナジメント株式会社            |
|        | ホテルメッツ川崎                   |
|        | 川崎区自主防災組織連絡協議会             |
|        | 川崎区区民会議                    |
|        | 幸区自主防災連絡協議会                |
|        | 東日本電信電話株式会社川崎支店            |
| 川崎信用金庫 |                            |
| 川崎市    | 総務局危機管理室                   |
|        | 市民・子ども局こども本部こども企画課         |
|        | 環境局収集計画課                   |
|        | 健康福祉局地域福祉課                 |
|        | まちづくり局市街地整備推進課             |
|        | 上下水道局庶務課                   |
|        | 交通局運輸課(川崎市交通局 再掲)          |
|        | 教育委員会事務局庶務課、指導課、健康教育課      |
|        | 川崎区役所危機管理担当主管              |
|        | 川崎区役所生涯学習支援課(川崎市教育文化会館 再掲) |
|        | 川崎消防署(川崎区役所危機管理担当)         |
|        | 臨港消防署(川崎区役所危機管理担当)         |
|        | 幸区役所危機管理担当主管               |
|        | 幸区役所生涯学習支援課(幸市民館 再掲)       |
|        | 幸消防署(幸区役所危機管理担当)           |

確保施設内の範囲指定については、今後調整するという  
ことであった。

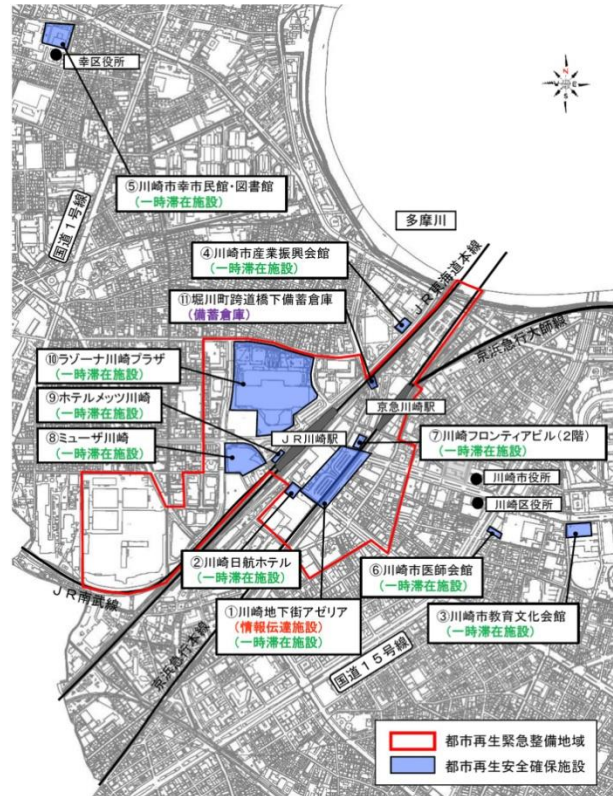


図2 川崎市の都市再生安全確保施設位置図<sup>20)</sup>

表7 川崎市の都市再生安全確保施設一覧<sup>20)</sup>

| 施設の名称          | 種類     | 所有者                   | 管理主体                  |
|----------------|--------|-----------------------|-----------------------|
| 川崎地下街アゼリア      | 一時滞在施設 | 川崎アゼリア株式会社            | 川崎アゼリア株式会社            |
| 川崎日航ホテル        | 一時滞在施設 | 株式会社日航ホテル             | 株式会社日航ホテル             |
| 川崎市教育文化会館      | 一時滞在施設 | 川崎市                   | 川崎市                   |
| 川崎市産業振興会館      | 一時滞在施設 | 川崎市                   | 動産業振興財団               |
| 川崎市幸市民館・図書館    | 一時滞在施設 | 川崎市                   | 川崎市                   |
| 川崎市医師会館        | 一時滞在施設 | (公社)川崎市医師会            | (公社)川崎市医師会            |
| 川崎フロンティアビル(2階) | 一時滞在施設 | 川崎商工会議所               | 川崎商工会議所               |
| ミュージア川崎        | 一時滞在施設 | WKC特定目的会社他            | ミュージア川崎管理組合           |
| ホテルメッツ川崎       | 一時滞在施設 | 東日本旅客鉄道(株)            | 日本ホテル株式会社             |
| ラゾーナ川崎プラザ      | 一時滞在施設 | NREG東芝不動産(株)、三井不動産(株) | NREG東芝不動産(株)、三井不動産(株) |
| 堀川町跨道橋下備蓄倉庫    | 備蓄倉庫   | 川崎市                   | 川崎市                   |

b) 都市再生安全確保計画策定までの動き

川崎市での都市再生安全確保計画策定までの動きを表-6に示す。特出すべき点は、2014年1月に行われた部会にて、都市再生安全確保施設の指定が増えていることである。

表6 川崎市での計画策定までの動き<sup>15)19)</sup>

| 日時          | 内容                | 詳細   |
|-------------|-------------------|--|
| 2011年3月11日  | 東日本大震災発生          | 帰宅困難者が多数発生   |
| 2012年9月     | 川崎駅周辺帰宅困難者対策協議会   | 災害時の行動ルールを作成                                       |
| 2013年7月24日  | 川崎駅周辺都市再生緊急整備協議会  | 都市再生緊急整備協議会の設立など                                   |
| 2013年9月27日  | 第1回都市再生安全確保計画策定部会 | ・都市再生安全確保計画【たたき台】<br>・帰宅困難者対策訓練の実施計画               |
| 2013年11月20日 | 第2回都市再生安全確保計画策定部会 | ・帰宅困難者対策訓練を実施<br>・各参加機関からの報告と訓練講評<br>・帰宅困難者対策訓練の検証 |
| 2014年1月21日  | 第3回都市再生安全確保計画策定部会 | ・都市再生安全確保施設の追加<br>・都市再生安全確保計画【素案】の提示               |
| 2014年3月17日  | 第4回都市再生安全確保計画策定部会 | ・都市再生安全確保計画について<br>・安全確保計画の確定                      |

c) 都市再生安全確保施設の状況<sup>20)</sup>

都市再生安全確保施設の位置図を図2に、その一覧を表7に示す。なお、表7で灰色に着色された施設、所有者、管理主体は、川崎市周辺地域都市再生安全確保計画作成部会の構成員である。

また、川崎市にヒアリング調査を行ったところ、安全

(3) 名古屋駅周辺地域について

a) 都市再生緊急整備協議会について<sup>13)14)</sup>

名古屋市でも、名古屋駅周辺・伏見・栄地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とした、都市再生緊急整備協議会が設立された。他の地域と異なる点として、幹事会と呼ばれる組織が設立されていることである。この組織は、都市再生安全確保計画に関し必要な協議、調整等を行うことを目的としている。そのため、安全確保計画部会以外にも安全確保計画幹事会が開催されていることが特徴である。

都市再生安全確保計画策定部会の構成員は以下の通りである。また、表8表9にて灰色となっているところは、

都市再生安全確保計画内での都市再生安全確保施設の所有者または管理者である。

表-8 第一回名古屋市周辺名古屋駅周辺地区  
安全確保計画部会出席者<sup>13)</sup>

| 出席者                                  |
|--------------------------------------|
| 行政                                   |
| 内閣官房地域活性化統合事務局 局長                    |
| 国土交通省中部地方整備局 副局長                     |
| 愛知県建設部 建設部長                          |
| 名古屋市 副市長                             |
| 独立行政法人都市再生機構 中部支社長                   |
| 愛知県警察本部 警備部長                         |
| 都市開発事業者                              |
| さしまライブ24特定目的会社 取締役                   |
| 中京テレビ放送株式会社専務取締役新社屋建設委員会委員長          |
| 東海旅客鉄道株式会社取締役常務執行役員事業推進本部長           |
| 東和不動産株式会社 執行役員                       |
| 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役員副社長                |
| 株式会社ノリタケカンパニーリミテド取締役執行役員             |
| 三菱地所株式会社 執行役員 名古屋支店長                 |
| アイラック愛知株式会社愛知県産業労働センター 館長            |
| ジェイアールセントラルビル株式会社 取締役                |
| (再掲)東和不動産株式会社 執行役員                   |
| 名古屋鉄道株式会社 常務取締役 総務部長                 |
| 三井不動産株式会社 中部支店長                      |
| 三井不動産ビルマネジメント株式会社プロパティマネジメント事業部長     |
| 学校法人愛知大学 常務理事                        |
| 学校法人モード学園HAL名古屋統括責任者                 |
| 株式会社エスカ 取締役 施設部長                     |
| 株式会社ユニモール 専務取締役                      |
| 近畿日本鉄道株式会社取締役専務執行役員鉄道事業本部長 名古屋輸送統括部長 |
| 東海旅客鉄道株式会社取締役専務執行役員東海鉄道事業本部長         |
| 名古屋鉄道株式会社 常務取締役 総務部長                 |
| 名古屋臨海高速鉄道株式会社常務取締役総務部長               |
| 中部電力株式会社常務執行役員名古屋支店長                 |
| 公共公益施設管理者                            |
| 東邦ガス株式会社 取締役専務執行役員                   |
| 名古屋市上下水道局 経営本部 企画部長                  |
| NTTビジネスソリューションズ株式会社取締役 東海支店長         |

b) 都市再生安全確保計画策定までの動き

名古屋市での都市再生安全確保計画策定までの動きを表-10にまとめた。

表-10 名古屋市での計画策定までの動き<sup>13)14)22)23)24)</sup>

| 日時          | 内容                     | 詳細                                    |
|-------------|------------------------|---------------------------------------|
| 2011年3月11日  | 東日本大震災発生               |                                       |
| 2013年6月     | 名古屋市防災会議               | 名古屋市地域防災計画修正が承認<br>一掃宅困難対策に対する基本原則を決定 |
| 2013年7月22日  | 第1回名古屋駅周辺安全確保計画部会      | 幹事会が設定される                             |
| 2013年9月6日   | 第1回名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会 | 都市再生安全確保計画の協議が行われたが、非公開情報が含まれるため非公開   |
| 2013年11月19日 | 第2回名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会 | 都市再生安全確保計画の協議が行われたが、非公開情報が含まれるため非公開   |
| 2014年1月24日  | 第3回名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会 | 都市再生安全確保計画の協議が行われたが、非公開情報が含まれるため非公開   |
| 2014年2月13日  | 第2回名古屋駅周辺地区安全確保計画部会    | 都市再生安全確保計画について<br>⇒安全確保計画の確定          |

c) 都市再生安全確保施設の状況

都市再生安全確保施設の位置図を図-3に、都市再生安全確保施設のうち、既存の施設のことを表-11に、再開発などにより建設される施設のことを表-12に示す。また、表-11、表-12にて灰色に着色された所有者、管理主体、実施主体については、「第一回名古屋市周辺名古屋駅周辺地区安全確保計画部会」出席者または、安全確保計画幹事会の名簿に記載があったものである。

表-9 幹事会構成員名簿<sup>21)</sup>

| 出席者   |
|---|
| 国の関係行政機関  |
| 中部地方整備局 企画部 防災課長                                    |
| 中部地方整備局 建設部 計画管理課長                                  |
| 中部地方整備局 建設部 都市整備課長                                  |
| 中部運輸局 総務部 安全防災・危機管理課長                               |
| 地方公共団体  |
| 愛知県 防災局 災害対策課長                                      |
| 愛知県 建設部 都市計画課長                                      |
| 名古屋市 消防局 防災部 防災企画課長                                 |
| 名古屋市 住宅都市局 まちづくり企画部 都心まちづくり課長                       |
| 独立行政法人  |
| 独立行政法人都市再生機構 中部支社 都市再生業務部 市街地整備チームリーダー              |
| 地方公共団体の長その他執行機関                                     |
| 愛知県警察本部 警備部 災害対策課長                                  |
| 愛知県警察本部 交通部 交通規制課長                                  |
| 愛知県中村警察署 署長   |
| 名古屋市 中村区役所 総務課長                                     |
| 名古屋市 中村消防署 予防課長                                     |
| 都市開発事業を施行する民間事業者                                    |
| さしまライブ24特定目的会社 代表企業 豊田通商株式会社リビング&ヘルスケア部 開発建設グループ 課長 |
| 中京テレビ放送株式会社 経営企画局新社屋準備室長                            |
| 東海旅客鉄道株式会社 事業推進本部 担当課長                              |
| 東和不動産株式会社 経営企画本部 経営企画室 主査                           |
| 日本郵政株式会社 不動産部門 不動産企画部 部長                            |
| 株式会社ノリタケカンパニーリミテド 総務部長                              |
| 三菱地所株式会社 名古屋支店プロジェクト推進室長                            |
| アイラック愛知株式会社 愛知県産業労働センター 副館長                         |
| ジェイアールセントラルビル株式会社 施設管理部長                            |
| 東和不動産株式会社 FM技術本部 施設管理部 部長                           |
| 名古屋鉄道株式会社 不動産事業本部 賃貸事業部 施設課長                        |
| 三井不動産株式会社 中部支店次長                                    |
| 三井不動産ビルマネジメント株式会社 プロティマネジメント事業部 名古屋ルーセントタワー事務所 所長   |
| 学校法人愛知大学 名古屋総務課長                                    |
| 学校法人モード学園 HAL名古屋 管理部 主任                             |
| 株式会社エスカ 施設部 副部長待遇                                   |
| 株式会社ユニモール 施設部長                                      |
| 鉄道事業者   |
| 近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部                                   |
| 名古屋輸送統括部 運輸部 運行課長                                   |
| 東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 管理部 総務課長                        |
| 名古屋鉄道株式会社 営業本部 総務部 総務課長                             |
| 名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部 計画部 管理課長                           |
| 名古屋臨海高速鉄道株式会社 総務部 総務課長                              |
| 公共公益施設の整備若しくは管理を行う者                                 |
| 中部電力株式会社 名古屋支店 総務部 総務・応答グループ 課長                     |
| 東邦ガス株式会社 総務部 防災グループ 次長                              |
| 名古屋市上下水道局 経営本部 企画部 主幹                               |
| 株式会社 NTT西日本-東海 法人営業部 担当課長                           |
| オブザーバー  |
| 名古屋駅地区街づくり協議会 事務局長                                  |
| さしまライブ24まちづくり協議会 事務局長                               |
| 名古屋駅太閤通口まちづくり協議会 事務局長                               |
| アドバイザー  |
| 東京大学  |
| 名古屋大学   |

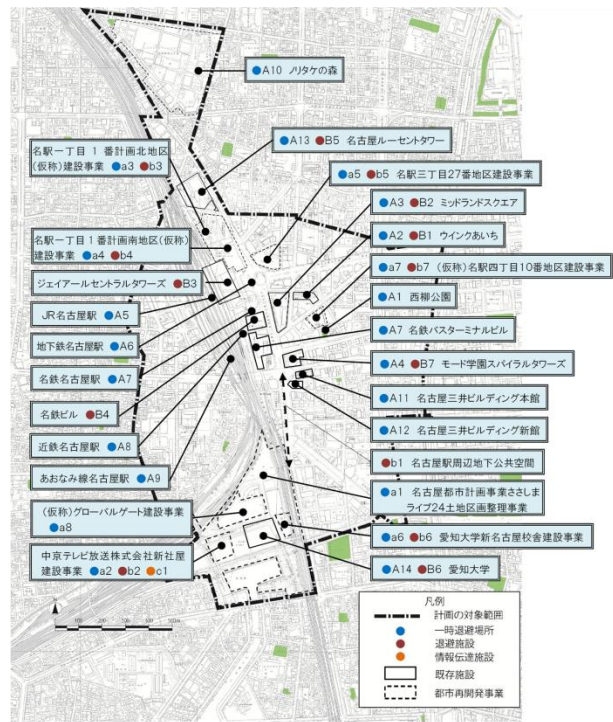


図-3 名古屋市の都市再生安全確保施設位置図<sup>25)</sup>

表-11 名古屋市の都市再生安全確保施設一覧<sup>25)</sup>

| 施設名称                | 所有者   | 管理主体                  | 施設概要                   |
|---------------------|---|-----------------------|------------------------|
| ウイंकあいち             | 愛知県   | アイラック愛知株式会社           | 1階ホワイエ                 |
| ミッドランドスクエア          | 東和不動産株式会社、<br>トヨタ自動車株式会社、<br>株式会社毎日新聞社                            | 東和不動産株式会社             | B1階・1階通路・ロビー           |
| ジェイアールセントラル<br>タワーズ | ジェイアール<br>セントラルビル株式会社   | ジェイアール<br>セントラルビル株式会社 | 1階・2階通路・ロビー            |
| 名鉄ビル                | 名古屋鉄道株式会社   | 株式会社名鉄百貨店             | ホール                    |
| 名古屋ルーセントタワー         | 名古屋鉄道株式会社、<br>中部電力株式会社、<br>トヨタ自動車株式会社、<br>住友生命保険相互会社、<br>大成建設株式会社 | 三井不動産ビル<br>マネジメント株式会社 | エントランス                 |
| 愛知大学                | 学校法人愛知大学  | 学校法人愛知大学              | フードコートの一部、<br>レストランの一部 |
| モード学園<br>スパイラルタワーズ  | 学校法人モード学園   | 学校法人モード学園             | エントランス、通路、<br>教室、ホール   |

表-12 名古屋市の都市再生安全確保施設一覧  
再開発事業のもの<sup>25)</sup>

| 施設名称                       | 事業主体        | 実施期間(年度) | 施設概要 |
|----------------------------|-------------|----------|------|
| 名古屋駅周辺地下<br>公共空間           | 名古屋市        | H26着手予定  | 未定   |
| 中京テレビ放送株式会社<br>新社屋建設事業     | 中京テレビ放送株式会社 | H28開業予定  | 未定   |
| 名駅一丁目1番計画北地区<br>(仮称)建設事業   | 日本郵便株式会社    | H27竣工予定  | 未定   |
| 名駅一丁目1番計画南地区<br>(仮称)建設事業   | 東海旅客鉄道株式会社  | H28竣工予定  | 未定   |
| 名駅三丁目27番地区<br>建設事業         | 三菱地所株式会社    | H27竣工予定  | 未定   |
| 愛知大学新名古屋校舎<br>建設事業         | 学校法人愛知大学    | H29開校予定  | 未定   |
| (仮称)名駅四丁目10番<br>地区<br>建設事業 | 東和不動産株式会社   | H28竣工予定  | 未定   |

#### (4) 大阪駅周辺地域について

##### a) 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急 整備協議会について<sup>26)</sup>

都市再生特別措置法第19条に基づき、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会を2012年9月6日に設立した。協議会に、必要な協議、調整などを行うことを目的とした、大阪駅周辺地域部会が設置された。大阪駅周辺地域部会は、うめきた2期区域を含む大阪駅周辺地域のまちづくりについて検討を進め、大阪駅周辺地域の整備計画に反映させる予定としていた。大阪駅周辺地域部会の構成員は以下の通りである。また、表-13にて灰色となっているところは、都市再生安全確保計画内での都市再生安全確保施設の所有者または管理者である。

表-13 大阪駅周辺地域部会の構成員の一覧<sup>27)</sup>

| 対象           | 役職など                                 |
|--------------|--------------------------------------|
| 国の関係行政<br>機関 | 内閣官房地域活性化統合事務局 局長                    |
|              | 国土交通省近畿地方整備局 局長                      |
|              | 国土交通省近畿運輸局 局長                        |
| 地方公共団体       | 大阪府知事                                |
|              | 大阪市長                                 |
| 民間事業者等       | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 理事             |
|              | 独立行政法人都市再生機構 理事・西日本支社長               |
|              | 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長                  |
|              | 日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長                 |
|              | 阪急電鉄株式会社 代表取締役社長                     |
|              | 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長                   |
| 経済団体         | 三菱地所株式会社 取締役社長                       |
|              | 公益社団法人関西経済連合会 会長                     |
|              | 大阪商工会議所 会頭                           |
| 学識経験者        | 一般社団法人関西経済同友会 代表幹事                   |
|              | 建築家                                  |
|              | 東京都市大学 教授<br>大阪府立大学 特別教授・大阪市立大学 特任教授 |

##### b) 都市再生安全確保計画策定までの動き

大阪市での都市再生安全確保計画策定までの動きを表-14にまとめる。

表-14 大阪市での計画策定までの動き<sup>10)11)12)</sup>

| 日時         | 内容           | 詳細   |
|------------|--------------|--|
| 2011年3月11日 | 東日本大震災発生     |  |
| 2012年9月    | 第1回大阪駅周辺地域部会 | ・都市再生緊急整備地域協議会の設立<br>・うめきた2期区域の開発方針について(メイン)         |
| 2012年12月   | 第2回大阪駅周辺地域部会 | ・都市再生安全確保計画の策定について                                   |
| 2013年4月    | 第3回大阪駅周辺地域部会 | ・「みどり」の空間の実現に向けた方策など<br>・都市再生安全確保計画について(同日に安全確保計画作成) |

##### c) 都市再生安全確保施設の状況

都市再生安全確保施設の位置図を図4に、その一覧を表-15に示す。なお、表-15で灰色に着色された所有者、管理主体は、大阪駅周辺地域部会の構成員である。

また、大阪市内にヒアリング調査を行ったところ、安全確保施設内の範囲指定については、今後調整するということであった。

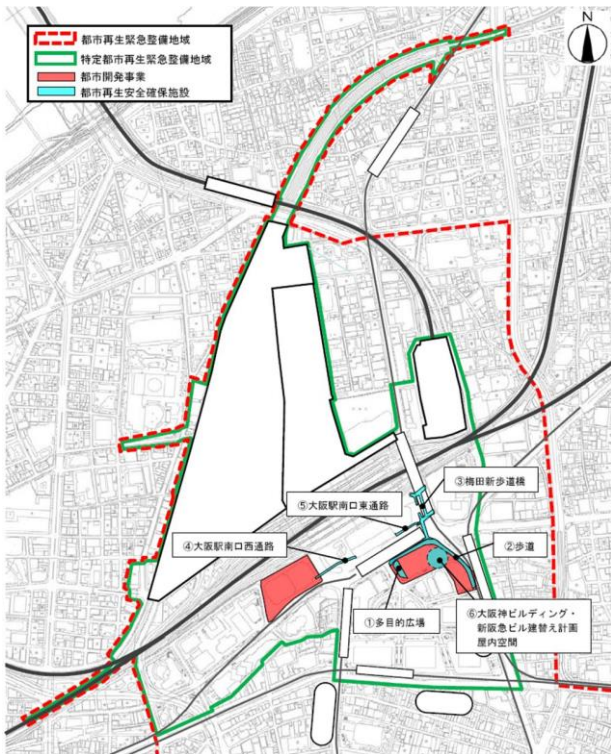


図-4 大阪市の都市再生安全確保施設位置図<sup>29)</sup>

表-15 大阪市の都市再生安全確保施設一覧<sup>29)</sup>

| 施設の名称                    | 種類           | 所有者                | 管理主体               |
|--------------------------|--------------|--------------------|--------------------|
| 歩道                       | 退避経路         | 大阪市                | 阪神電気鉄道(株)・阪急電鉄(株)  |
| 梅田新歩道橋                   | 退避経路         | 大阪市                | 阪神電気鉄道(株)・阪急電鉄(株)  |
| 大阪駅南口西通路                 | 退避経路         | 日本郵便(株)・西日本旅客鉄道(株) | 日本郵便(株)・西日本旅客鉄道(株) |
| 大阪駅南口東通路                 | 退避経路         | 西日本旅客鉄道(株)         | 西日本旅客鉄道(株)         |
| 大阪神ビルディング・新阪急ビル建替え計画屋内空間 | 退避施設(一時滞在施設) | 阪神電気鉄道(株)・阪急電鉄(株)  | 阪神電気鉄道(株)・阪急電鉄(株)  |

(5) 札幌駅・大通駅周辺地域について

a) 札幌駅・大通駅周辺地域都市再生緊急整備協議会について

札幌駅・大通駅周辺地域都市再生緊急整備協議会の参加者について以下にまとめた。また、表-16にて灰色となっているところは、都市再生安全確保計画内の都市再生安全確保施設の所有者または管理者である。

表-16 札幌駅・大通駅周辺地域都市再生安全確保計画作成  
会議委員名簿の一覧<sup>29)</sup>

|                               |
|-------------------------------|
| 出席者                           |
| 内閣官房                          |
| 国土交通省                         |
| 北海道                           |
| 北海道警察                         |
| 札幌市危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課      |
| 札幌市市民まちづくり局都心まちづくり推進室都心まちづくり課 |
| 札幌市市民まちづくり局総合交通計画部都市交通課       |
| 札幌市市民まちづくり局総合交通計画部交通施設担当課     |
| 札幌市建設局総務部道路管理課                |
| 札幌市建設局土木部道路維持課                |
| 札幌市交通局高速電車部業務課                |
| 札幌市消防局総務部総務課                  |
| 独立行政法人都市再生機構                  |
| 三井不動産(株)                      |
| 石屋製菓(株)                       |
| (株)北海道熱供給公社                   |
| 札幌駅前通まちづくり(株)                 |
| 札幌大通まちづくり(株)                  |
| 北海道旅客鉄道(株)                    |
| 札幌駅総合開発(株)                    |
| (株)札幌都市開発公社                   |
| 札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合          |
| 札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発準備組合    |
| 南2西3南西地区市街地再開発準備組合            |
| 北3東11周辺地区再開発準備組合              |

b) 都市再生安全確保計画策定までの動き

札幌市での都市再生安全確保計画策定までの動きを表-17にまとめた。

表-17 札幌市での計画策定までの動き<sup>1630(3)233)</sup>

| 日時         | 内容                               | 詳細                |
|------------|----------------------------------|-------------------|
| 2011年3月11日 | 東日本大震災発生                         |                   |
| 2012年5月    | 第1回札幌駅・大通駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議      | 都市再生緊急整備協議会協議会の設立 |
| 2012年12月   | 第1回都市再生安全確保計画作成会議                | 会議の基本方針について       |
| 2013年3月    | 第2回都市再生安全確保計画作成会議                | 想定帰宅困難者数の算定       |
| 2013年7月    | 第2回札幌都心地域都市再生緊急整備協議会会議           | 都市再生安全確保計画の作成について |
| 2014年1月    | 第3回都市再生安全確保計画作成会議                | 目標、対策項目の設定        |
| 2014年3月    | 第4回都市再生安全確保計画作成会議                | 安全確保計画の取りまとめ      |
| 2014年3月    | 第1回札幌都心地域都市再生緊急整備協議会都市再生安全確保計画部会 | 安全確保計画の決定         |

c) 都市再生安全確保施設の状況

都市再生安全確保施設の位置図を図-5に、その一覧を表-18に示す。なお、表-18で灰色に着色された所有者、管理主体は、大阪駅周辺地域部会の構成員である。また、札幌市にヒアリング調査を行ったところ、安全確保施設内の範囲指定については、今後調整するということがあった。



図-5 札幌市の都市再生安全確保施設位置図<sup>34)</sup>

表-18 札幌市の都市再生安全確保施設一覧<sup>34)</sup>

| 施設の名称          | 種類           | 所有者                  | 管理主体                 |
|----------------|--------------|----------------------|----------------------|
| 西2丁目地下歩道       | 退避経路         | 札幌市                  | 札幌市                  |
| 北8西1地区歩道沿い空地   | 退避経路         | 札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合 | 札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合 |
| 南2西3南西地区歩道沿い空地 | 退避経路         | 南2西3南西地区市街地再開発準備組合   | 南2西3南西地区市街地再開発準備組合   |
| 北1西1地区歩道沿い空地   | 退避経路         | 北1西1地区市街地再開発準備組合     | 北1西1地区市街地再開発準備組合     |
| (仮)市民交流複合施設    | 退避施設(一時滞在施設) | 札幌市                  | 札幌市                  |
| 中央体育館          | 退避施設(一時滞在施設) | 札幌市                  | 札幌市                  |
| 北8西1地区備蓄倉庫     | 退避施設(一時滞在施設) | 札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合 | 札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合 |

## (6) 小結

安全確保施設として定められた施設を保有している所有者または管理者は、都市再生安全確保計画策定のための部会などに積極的に参加していることが把握できた。そのため、民間の方が管理する安全確保施設を設定するためには、安全確保計画策定部会など事前に会議に入ってきてもらうことが必要であることが考えられる。

また、この際に重要なことは、一つの建築物という単位で、その管理主体の方が直接部会に入ることである。建築物に対し権利関係を持っていることにより、

## 5. 建築計画概要書を使用した安全確保施設の状況把握

### (1) 建築計画概要書とは

建築計画概要書には、建築物の階数、高さ、建築面積、延べ床面積、配置図等が記載されている<sup>35)</sup>。第四章より、各安全確保施設についての敷地面積や業種などが把握できなかったため、建築計画概要書を使用して把握を行う。

今回対象とする4地域のうち、建築計画概要書が入手できた川崎市と名古屋市のデータを使用する。また、地方公共団体により建築計画概要書が入手できる条件が異

なるため、全ての安全確保施設について建築計画概要書は存在しないことに留意する必要がある。また、一つの建物について複数の用途区分が設定されていても、用途ごとの面積は記載されておらず、各用途をまとめた面積の未記載されていることについても留意する必要がある。

### (2) 川崎市について<sup>36)</sup>

川崎市の都市再生安全確保施設の用途区分について、表-19、図-6にまとめた。なお、表-19は、1つの建物に対し、建築計画概要書に記載された建物用途のうち、一番目に記載されたものだけを対応させたもの、図-6は建築計画概要書に記載されたすべての用途区分を考慮したものである。

表-19 安全確保施設の建物用途(川崎市)

| 用途区分  | 件数(件) |
|-------|-------|
| ホテル   | 1     |
| 百貨店など | 2     |
| 事務所   | 4     |
| 合計    | 7     |

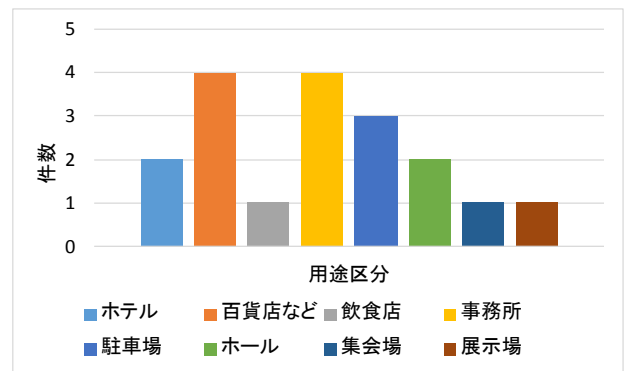


図-6 安全確保施設の建物用途(川崎市)  
すべての用途区分を反映

川崎市の都市再生安全確保施設の敷地面積、建築面積、延べ床面積について、表-20、図-7～図-9にまとめた。なお、図-7～図-9は建築計画概要書に記載されたすべての用途区分を考慮したものである。

表-20 安全確保施設の面積一覧(川崎市)

| No. | 主要用途                 | 敷地面積(m <sup>2</sup> ) | 建築面積(m <sup>2</sup> ) | 延べ床面積(m <sup>2</sup> ) |
|-----|----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 1   | 駐車場, 駐車場             | 30,400                | 2,926                 | 57,152                 |
| 2   | 事務所, 物販販売業を営む店舗, 駐車場 | 1,478                 | 1,036                 | 13,309                 |
| 3   | 事務所, 店舗, ホール, 駐車場    | 10,669                | 9,601                 | 100,630                |
| 4   | ホテル                  | 723                   | 547                   | 4,408                  |
| 5   | 物販販売業を営む店舗, 映画館又演芸場  | 72,013                | 44,337                | 144,577                |
| 6   | 事務所, ホテル             | 22,196                | 1,189                 | 21,806                 |
| 7   | 事務所, 集会場, 展示場, 飲食店   | 3,675                 | 1,886                 | 18,231                 |



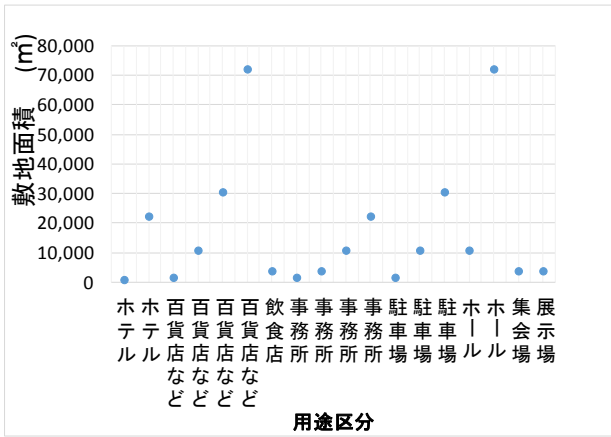


図-7 安全確保施設の敷地面積分布図 (川崎市)  
すべての用途区分を反映

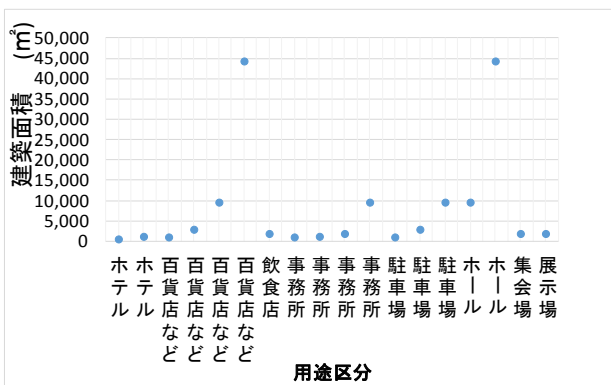


図-8 安全確保施設の建築面積分布図 (川崎市)  
すべての用途区分を反映

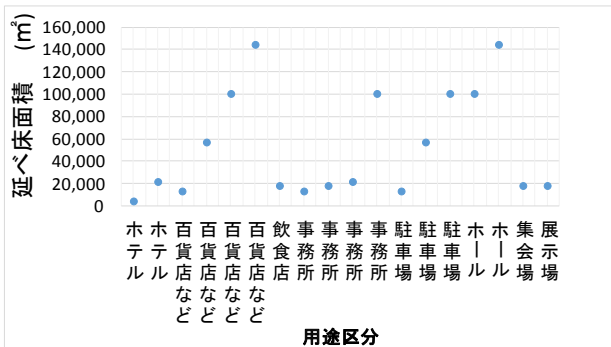


図-9 安全確保施設の延べ床面積分布図 (川崎市)  
すべての用途区分を反映

### (3) 名古屋市について<sup>37)</sup>

名古屋市の都市再生安全確保施設の用途区分について、表-21、図-10 にまとめた。なお、表-19 は、1 つの建物に対し、建築計画概要書に記載された建物用途のうち、一番目に記載されたものだけを対応させたもの、図-10 は建築計画概要書に記載されたすべての用途区分を考慮したものである。

表-21 安全確保施設の建物用途 (名古屋市)

| 用途区分  | 件数(件) |
|-------|-------|
| 大学    | 1     |
| 専修学校  | 1     |
| 百貨店など | 1     |
| 事務所   | 2     |
| その他   | 1     |
| 合計    | 6     |

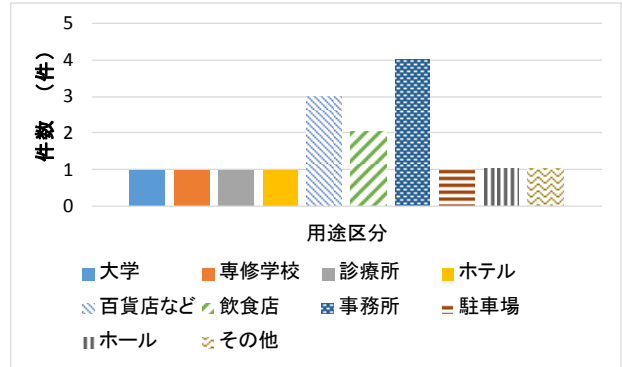


図-10 安全確保施設の建物用途 (名古屋市)  
すべての用途区分を反映

名古屋市の都市再生安全確保施設の敷地面積、建築面積、延べ床面積について、表-22、図-11～図-13 にまとめた。なお、図-11～図-13 は建築計画概要書に記載されたすべての用途区分を考慮したものである。

表-22 安全確保施設の面積一覧 (名古屋市)

| No. | 主要用途                         | 敷地面積 (m <sup>2</sup> ) | 建築面積 (m <sup>2</sup> ) | 延べ床面積 (m <sup>2</sup> ) |
|-----|------------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| 1   | 事務所                          | 14,100                 | 7,504                  | 131,355                 |
| 2   | 事務所、飲食店舗、物品販売店舗、診療所          | 2,805                  | 1,704                  | 28,052                  |
| 3   | 事務所、物品販売業を営む店舗、飲食店、映画館、自動車車庫 | 11,643                 | 8,090                  | 164,702                 |
| 4   | 百貨店、ホテル、事務所                  | 85,050                 | 61,702                 | 481,686                 |
| 5   | 大学                           | 10,111                 | 7,587                  | 61,984                  |
| 6   | 専修学校                         | 3,540                  | 2,365                  | 47,407                  |

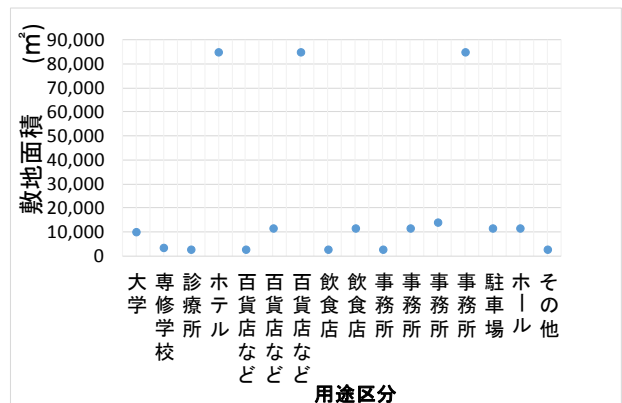


図-11 安全確保施設の敷地面積分布図 (名古屋市)  
すべての用途区分を反映



- TG\_GUN=1, 2014年4月20日閲覧.
- 9) 都市再生安全確保計画の策定済み地域, 内閣官房地域活性化統合事務局内閣府地域活性化推進室, <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/yuushikisyu/anzenkakuho/>, 2014年4月20日閲覧.
  - 10) 大阪市ホームページ, 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会を設立しました, <http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000184079.html>, 2014年7月22日最終閲覧.
  - 11) 大阪市ホームページ, 第2回大阪駅周辺地域部会を開催しました, <http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000196935.html>, 2014年7月22日最終閲覧.
  - 12) 大阪市ホームページ, 第3回大阪駅周辺地域部会を開催しました, <http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000216423.html>, 2014年7月22日最終閲覧.
  - 13) 名古屋市ホームページ, 第1回名古屋駅周辺地区安全確保計画部会〈開催結果〉, [http://www.city.nagoya.jp/templates/kaigikekka\\_2013\\_2/jutakutoshi/0000050596.html](http://www.city.nagoya.jp/templates/kaigikekka_2013_2/jutakutoshi/0000050596.html), 2014年7月21日最終閲覧.
  - 14) 名古屋市ホームページ, 第2回名古屋駅周辺地区安全確保計画部会〈開催結果〉, [http://www.city.nagoya.jp/templates/kaigikekka\\_2013\\_4/jutakutoshi/0000056028.html](http://www.city.nagoya.jp/templates/kaigikekka_2013_4/jutakutoshi/0000056028.html), 2014年7月21日最終閲覧.
  - 15) 川崎市ホームページ, 川崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会について, <http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000050210.html>, 2014年7月10日最終閲覧.
  - 16) 札幌市ホームページ, 都市再生緊急整備協議会, <http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/tosisaisei/kinkyueibikyougikai.html>, 2014年8月1日最終閲覧.
  - 17) 川崎市ホームページ, 川崎市周辺地域都市再生緊急整備地域について, <http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000056613.html>, 最終閲覧日2014年5月8日.
  - 18) 川崎市ホームページ, 川崎駅周辺地域とし再生緊急整備協議会都市再生安全確保計画作成部内構成員名簿, <http://www.city.kawasaki.jp/500/cmsfiles/contents/0000050/50210/bukaimeibo.pdf>, 最終閲覧日2014年5月8日.
  - 19) 川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会委員名簿, <http://www.city.kawasaki.jp/160/cmsfiles/contents/0000042/42505/meibo.pdf>, 2014年7月15日最終閲覧.
  - 20) 川崎市周辺地域 都市再生安全確保計画, <http://www.city.kawasaki.jp/500/cmsfiles/contents/0000056/56613/keikaku.pdf>, 2014年4月25日最終閲覧.
  - 21) 名古屋市ホームページ, 名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会構成員名簿(案), [http://www.city.nagoya.jp/templates/kaigikekka\\_2013\\_2/cmsfiles/contents/0000050/50596/5.pdf](http://www.city.nagoya.jp/templates/kaigikekka_2013_2/cmsfiles/contents/0000050/50596/5.pdf), 2014年7月30日最終閲覧.
  - 22) 名古屋市\_第1回名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会〈開催結果〉, [http://www.city.nagoya.jp/templates/kaigikekka\\_2013\\_2/jutakutoshi/0000051842.html](http://www.city.nagoya.jp/templates/kaigikekka_2013_2/jutakutoshi/0000051842.html), 2014年7月30日最終閲覧.
  - 23) 名古屋市\_第2回名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会〈開催結果〉, [http://www.city.nagoya.jp/templates/kaigikekka\\_2013\\_3/jutakutoshi/0000053928.html](http://www.city.nagoya.jp/templates/kaigikekka_2013_3/jutakutoshi/0000053928.html), 2014年7月30日最終閲覧.
  - 24) 名古屋市\_第3回名古屋駅周辺地区安全確保計画部会幹事会〈開催結果〉, [http://www.city.nagoya.jp/templates/kaigikekka\\_2013\\_4/jutakutoshi/0000056042.html](http://www.city.nagoya.jp/templates/kaigikekka_2013_4/jutakutoshi/0000056042.html), 2014年7月30日最終閲覧.
  - 25) 第一次 名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画, <http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000049/49800/9.pdf>, 2014年4月25日最終閲覧.
  - 26) 大阪市ホームページ, 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会を設立しました, <http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000184079.html>, 最終閲覧日2014年5月8日.
  - 27) 大阪市ホームページ, 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域とし再生緊急整備協議会会議構成員名簿, <http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000239/239094/3meibo.pdf>, 最終閲覧日2014年5月8日.
  - 28) 大阪駅周辺地域 都市再生安全確保計画, <http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000225/225998/anzenkakuho.pdf>, 2014年4月20日最終閲覧.
  - 29) 札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画作成会議委員名簿, <http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/tosisaisei/documents/03siryu1-sakuseikaiginogaiyou.pdf>, 2014年7月21日最終閲覧.
  - 30) 札幌駅・大通駅周辺地域 都市再生緊急整備協議会, <http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/tosisaisei/documents/gijigaiyou01.pdf>, 2014年7月21日最終閲覧.
  - 31) 第2回札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会 会議, <http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/tosisaisei/documents/gijigaiyou02.pdf>, 2014年7月21日最終閲覧.
  - 32) 第1回札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会 都市再生安全確保計画部会,

- <http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/tosisaisei/documents/00-00anzenkakuhoekakubukai-gijigaiyou.pdf>, 2014年7月21日最終閲覧.
- 33) 都市再生安全確保計画（案）作成の経過について,  
<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/tosisaisei/documents/03siryou1-sakuseikaiginogaiyou.pdf>, 2014年7月21日最終閲覧.
- 34) 札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画,  
<http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/tosisaisei/documents/tosisaiseianzenkakuhoekakaku.pdf>, 2014年4月20日最終閲覧.
- 35) 名古屋市ホームページ 建築計画概要書等の閲覧について,  
<http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/000000602.html> , 2014年8月1日最終閲覧.
- 36) 建築計画概要書, 川崎市まちづくり局指導部建築管理課
- 37) 建築計画概要書, 名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課

(2014. 8. 1 受付)

## FORMATTING JAPANESE MANUSCRIPT FOR JOURNALS OF JSCE

Yuki TAKAHASHI, Yoshihide NAKAGAWA

The New City Safety Plan is an agreement between building owners and boroughs in order to benefit visitors and users protecting them from adversities caused by disasters. The results of the recollection of data from the city boroughs of Kawasaki, Nagoya, Osaka and Sapporo demonstrate that is necessary a city gathering with large building owners during the planning stage of the City safety plan creating strategies for a safety evacuation plan.